実施年月日	
実施結果	
備考	

（留意事項）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第三十三（第百十七条関係）

表面

85㎜

53㎜

第　　号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律第53条第１項の規定に基づいて立入検査又は質問を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員であることの証明書

職　名

氏　名

写真

年　月　日生

年　月　日発行

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

理　事　長　　印

裏面

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）抜粋

（立入検査等）

第五十二条　厚生労働大臣は、許可事業者又は届出事業者が設置する当該許可又は届出に係る細胞培養加工施設の構造設備が第四十二条の基準に適合しているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該許可事業者若しくは届出事業者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、当該細胞培養加工施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、細胞培養加工施設においてこの章の規定若しくはこの章の規定に基づく命令若しくは処分に違反する特定細胞加工物の製造が行われていると認めるとき、又は再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、特定細胞加工物の製造をする者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、細胞培養加工施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3　第二十四条第三項の規定は前二項の規定による立入検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

（機構による立入検査等の実施）

第五十三条　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

2　機構は、前項の規定による立入検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の規定により機構の職員が立入検査又は質問をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

告示

○総務省告示第三百二十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

第六項第一号の表を次のように改める。

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	最低限度の大きさの電界強度の電波を受信したときに、ビット誤り率が二分の一以下の場合の受信電力が基準感度となる受信機であって、七十八ＭＨｚを超え八十八ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するもの	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五ＭＨｚの陸上移動局であって七十八ＭＨｚを超え八十八ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するもの